

租 税 法

本試験

第 2 問

問題 1

問 1

～ 略 ～

[資料]

6. 交際費等についての資料

(1) 当社は、前期までは得意先に対して、売上高に応じて売上割戻金の支払を行ってきたが、当期は得意先間の親睦を図る目的で、売上割戻金の支払に代えて預り金として積立てを行ってきた。その後、当初予定をしていた金額 10,000,000 円に達したことから、平成 28 年 2 月に得意先と共に旅行をした。この旅行に際して生じた費用 7,000,000 円は、預り金として積み立てた資金からその全額を支出し、残額である 3,000,000 円については、旅行に参加できなかった得意先に対して支払を行った。

なお、当社は、当該旅行費用として積み立ててきた金額 10,000,000 円を売上割戻の勘定科目で処理しており、これ以外に旅行に同伴した当社社員について発生した 600,000 円を費用として処理している。

(2) 取締役 B が海外において得意先を接待する費用 500,000 円が仮払金に計上されている。しかし、当期の決算が確定した後に、取締役 B から平成 28 年 3 月に得意先を接待した費用 400,000 円（全て海外において発生したものであり、そのうち 150,000 円は飲食のみに要する費用で、全て 1 人当たりの金額が 5,000 円を超えるものである。）の領収書等が提出され、100,000 円が返金された。

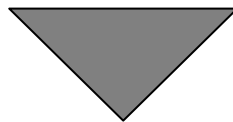
(3) 上記(1)及び(2)の交際費等に係る控除対象外消費税額等については考慮しない。

《解答》

(1) 売上割戻 10,000,000+当社社員費用 600,000=10,600,000（加算）

(2) 海外接待費 400,000-接待飲食費 150,000×50%=325,000（加算）

(3) 仮払金 400,000（減算）



論文グレードアップ答練 第5回

第2問

問題1

～ 略 ～

9 交際費等についての資料

(1) 当期において支出し交際費等として費用に計上した金額は 5,760,000 円であり、そのうち、次に掲げるものが含まれている。なお、これら以外のものは租税特別措置法第 61 条の 4 第 4 項《交際費等の損金不算入》に規定する交際費等に該当するものである。

- | | |
|--|-----------|
| ① 当社の元従業員の慶弔、禍福に際して支出した費用 | 80,000 円 |
| ② 得意先の役員に対する中元、歳暮の贈答費用 | 240,000 円 |
| ③ 当社の役員（5人）間における懇親のための飲食費用 | 25,000 円 |
| ④ 当社の特約店に属する専属のセールスマンの慶弔、禍福に際し交付した金銭の額 | 350,000 円 |
| ⑤ 得意先を旅行に招待した際に同行した当社使用人の旅費 | 140,000 円 |

(2) 上記(1)以外に当期中の接待、贈答等に要した費用がある。

- | | |
|--|-----------|
| ① 前期までに売上割戻しとして損金経理により預り金に計上した金額で当期において得意先を旅行に招待した費用に充てるため預り金を取り崩したもの | 575,000 円 |
| ② 平成 28 年 3 月末の得意先の接待のための飲食費用（1人当たり 5,000 円超）で、当期末まで請求書が未着であったため、当期の費用としていないもの | 95,000 円 |

《解答》

(1) 支出交際費等の額

$5,760,000 - \text{元従業員慶弔禍福費用} 80,000 - \text{特約店専属のセールスマンの慶弔禍福費用} 350,000 + \text{売上割戻し預り金取崩招待} 575,000 + \text{請求書未着接待} 95,000 = 6,000,000$

(2) 支出接待飲食費損金算入基準額

$95,000 \times 50\% = 47,500$

(3) 損金不算入額

$(1) - (2) = 5,952,500 \rightarrow \text{交際費等の損金不算入額(加・社)}$

その他の調整項目 交際費認定損（減・留） 670,000

※ 預り金を取り崩して得意先を旅行に招待した費用 575,000 及び請求書未到着のため未処理の交際費等 95,000 は、当期に債務が確定しているため減算調整（減・留）をする。なお、解答の記載場所はその他のところに合計額の 670,000 を記載する。